

## 第7章 その他手数料

### 第45条(手数料)

手数料は、この規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第9条ないし第10条の規定を準用する。

#### ① 裁判上の手続に関する手数料

項目	分類	手数料
証拠保全	基本	330,000円以上550,000円以下 ただし、本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解	基本	55,000円以上110,000円以下 ただし、示談交渉事件から引き続いて即決和解手続を受任したときでも示談交渉事件の着手金とは別に受け取ることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
公示催告		55,000円以上110,000円以下
倒産整理事件の債権届出	基本	55,000円以上110,000円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		110,000円以上220,000円以下

#### ② 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調	基本	55,000円以上220,000円以下

査（事実関係調査を含む）			0円以下
	基本事件であるが、弁護士法23条の2に基づく照会を要する場合		一件あたり55,000円 ただし、事案により、所属弁護士と依頼者との協議のうえ増減額させることができる。
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		所属弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型		55,000円以上330,000円以下
	非定型	基本	110,000円以上55,000円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額を前記基本金額に加算する。
	公正証書にする場合		上記各手数料に55,000円以上を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	33,000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	55,000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	ただし、弁護士による交渉を要する場合には、示談交渉に関する着手金等を加算する。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割及び組織変更、通常清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額
			1000万円以下の部分 4.4%
			1000万円を超え2000万円以下の部分 3.3%
			2000万円を超え1億円以下の部分 2.2%
			1億円を超え2億円以下の部分 1.1%
			2億円を超え20億円以下の部

		分 0.55%
		20億円を超える部分 0.33%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と依頼者との協議により定める額
会社設立等 以外の登記 等	申請手続	一件につき55,000円 ただし、事案により、所属弁護士と依頼者との協議のうえ、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,100円とする。
株主総会等 指導	基本	330,000円以上
	現物出資等証明(会社法33条10項3号等に基づく証明)等証明	一件につき330,000円 ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、所属弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。